

国民年金保険料の口座振替・クレジットカード納付による

前納の新規申し込みは令和2年2月28日までです！

国民年金保険料は、送付されてくる納付書で納めるよりも、当月末払いの口座振替で納付すると割引されます。また、月々納付するよりも6か月前納や1年または2年前納の場合は、さらに割引額が大きくなります。

毎月支払う場合の口座振替とクレジットカード納付はいつでも申し込むことができますが、まとめて前納（6か月前納・1年前納・2年前納）の申し込みは、令和2年2月28日（金）までとなっています。

まとめて前納を希望される方は、砂川年金事務所または住民課総合窓口グループにお問い合わせください。

○前納した場合の割引額（令和元年度を基にした目安額）

納付方法	当月末振替	6か月前納	1年前納	2年前納
現金またはクレジットカード	—	800円	3,500円	14,520円
口座振替	50円	1,120円	4,130円	15,760円

お問い合わせ 砂川年金事務所お客様相談室 電話 0125-28-9000（自動音声）
役場住民課総合窓口グループ 電話 33-2111（内線43）

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ 消防からのお知らせ

令和2年2月1日に消防法が改正され、ガソリンを携行缶で購入する場合には「①本人確認」と「②使用目的の確認」が義務付けられました。これらの確認ができない場合は購入ができませんのでご注意ください。



ガソリンを取り扱うときの注意事項！

灯油用ポリ容器 ガソリン携行缶



ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません！！



！噴出注意！

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ①エンジン停止
 - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください！！



セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰め替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります！！



皆様のご理解とご協力をお願いいたします



お問い合わせ 深川地区消防組合秩父別支署 電話 33-3850



【確定申告が始まります】

申告書は、自分で作成して、お早めに！

令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び受付が
2月17日(月)から始まります。

令和元年分の所得税及び復興特別所得税並びに贈与税の確定申告書の提出期限は**3月16日(月)**、消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告書の提出期限は**3月31日(火)**です。

確定申告書は、「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考にご自分で作成し、お早めに提出してください。

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e-Tax（電子申告）で送信または印刷して郵送等により提出することができます。「確定申告書等作成コーナー」には、給与所得や年金所得のみの方専用の初めての方でも操作しやすい画面もありますので、是非ご利用ください。

郵送により提出される方は、封筒に事業所個別郵便番号（〒078-8507）を記載し、「旭川中税務署内 申告書等集中処理担当部署（深川税務署）」宛に送付してください。

税務署の確定申告会場にお越しの際には、「前年の申告書控え」、確定申告に必要な書類及び印鑑をご持参ください（「確定申告のお知らせ」が届いている方はそのお知らせも持参してください）。

なお、申告書の作成には時間がかかりますので、税務署の申告会場にお越しの際は、なるべくお早めにお越しください（相談受付時間：平日の午前9時から午後4時まで）。

また、税務署の閉庁日（土・日曜日、祝日）は、税務署での確定申告の受付は行っておりませんので、ご注意ください。

確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書には、申告をする方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出する都度、申告者ご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です（控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。）

※ e-Tax で申告を送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

◆詳しくは、深川税務署へお問い合わせください。

〒074-0004 深川市4条15番3号 TEL 0164-23-2191